

行政文書部分開示決定通知書

指令第10号
平成28年2月26日

添田 孝史 殿

茨城県知事 橋本 昌

平成27年12月7日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第11条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 行政文書の名称	茨城沿岸津波浸水想定区域図（2007 年 10 月公表）に係る資料		
2 開示することができない部分の概要及びその理由	部分の概要	検討委員会議事録に係る検討委員及び県担当者の氏名	
	理 由	茨城県情報公開条例第 7 条第 2 号該当	
3 開示決定に係る行政文書について可能な開示の実施の方法	C D - R に複写したものの交付		
4 求める開示の実施の方法に関する事項	開示請求書に記載してある方法による開示を実施することができます。（なお、当該方法に変更がないときは、後記 5 の申出手続は不要です。）		
5 開示の実施の方法等の申出に関する事項	求める開示の実施の方法について、別紙開示実施方法等申出書により、この通知があった日から 3 0 日以内に申出をしてください。		
6 開示を実施することができる日時及び場所	日 時	年 月 日	時 分
	場 所		
7 写しの送付の方法による開示を実施する場合における準備に要する日数	（写しの交付に係る費用及び郵送料受領後） 7 日		
8 担当課（所）	土木部 河川課 海岸担当 電話番号 0 2 9 - 3 0 1 - 4 4 8 5（直通）		

（不服申立てに係る告示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る告示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（注）1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 開示実施方法等申出書を提出期限までに提出できない場合には、その旨連絡してください。また、指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課（所）に電話等で連絡してください。

3 開示決定に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申立て又は処分の取消しの訴えの提起があったときは、当該行政文書の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL 029-301-4485 (直通)
FAX 029-301-4499

茨城県土木部
河川課

書類送付状

送信先: 添田 孝史 様

発信元: 海岸担当 松浦健郎

E-mail : ta.matsuura@pref.ibaraki.lg.jp

FAX 番号:

送付枚数: 枚 (本紙含む)

電話番号:

日付: 2/26/2016

要件: 開示請求決定通知書について

☐ 至急! ☐ ご参考まで ☐ ご確認ください ☐ ご返信ください ☐ ご閲覧ください

連絡事項:

お世話になります。

1 2 月に開示請求がありました茨城沿岸津波浸水想定 (平成 19 年 10 月公表) に係る資料について、別添のとおり開示決定通知書を送付いたします。

開示する資料のうち、検討委員会の議事録につきましては、個人を特定できる発言者の部分を不開示とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

今後につきましては、添田様より開示資料の作成に要する費用と郵送切手 (下記参照) を送付いただきましてから、資料 (CD-R) を発送いたします。

○請求金額: 5, 5 5 0 円 ※先日、電話でお知らせした金額より変更となりました。

○郵送切手: 1 4 0 円切手

<費用の送付方法> 現金書留 ※切手も同封してください。

<送付先> 〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県土木部河川課 松浦

電話: 029-301-4485

ご不明な点がございましたら、問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

この度は、開示が遅れご迷惑をお掛けしましたこととお詫びいたします。